

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市のホームページ
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。